ァスペスト 石綿の有無の

修・各種設備工事の 皆さまへ

2022年4月1日着 の工事から適用

# 事前調査とは?

- ▶ 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、エ 事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿(アス ベスト)の使用の有無の調査(事前調査)を行う義務があります。
- **▶建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベ** スト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
  - ※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者によ る調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト(裏面参照)でも情報を掲載しています。

# 事前調査結果の報告とは?

- ▶事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者(元 請事業者)が労働基準監督署と自治体(自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの)に対して、事 前調査結果の報告を行う必要があります。(対象工事は裏面参照)
- )石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に 報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp

※システムは2022年3月に公開 予定です。公開までは、事前 調査結果の報告制度のページ に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID (gビズプライムまたはgビズ エントリー)が必要です。gビ ズIDの発行手続きは↓



https://gbiz-id.go.jp/top/

石綿事前調査結果報告システム

検索



### 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。(石綿が無い場合も報告が必要です。)

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修 (※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以 外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切 断・破砕・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。(なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。)
  - ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
  - ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
  - ・焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
  - ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
  - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル

特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

## 事前調査結果を踏まえた工事の実施(石綿障害予防規則の規制概要)

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要とな ります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は 大変重要です。

#### 解体・改修工事の事前の措置 発生源対策 情報提供(発注者・注文者) 湿潤化【13条】 ●ばく露防止対策 **作業計画**【4条】※ 【8条、9条】 石綿有り または有り とみなし 労働基準監督署への ●管理 事前調査・ **事前の届出**(吹付・保 結果の報告 温材等の工事の場合) 【安衛法88条、安衛則86、90条】※ 【3条、4条の2】※ 【5条】※ 保護具等の管理【46条】

作業時の措置※

- - 呼吸用保護具・保護衣【14条等】
- ●隔離【6条、6条の2、6条の3】
- ●立入禁止【7条】

石綿作業主任者【19条、20条】 特別教育【27条】 掲示【34条】

作業の記録【35条、35条の2】

※は罰則規定のあるもの

#### 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、 2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等 の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルな ど、事業者、作業者、発注者それぞれに向けた情報を 掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告シス テムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検 索

